

労働・助成金情報 特急便

第 132 号 (2024 年 1 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

令和 5 年 12 月から、安全運転管理者によるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無確認が義務化されました。この義務化の対象となる事業所と安全運転管理者の選任などについて詳しく紹介をします。

対象の事業所

業務で一定台数以上の自動車を使用する事業所

乗車定員が 11 人以上の自動車 1 台以上 または その他の自動車 5 台以上

※自動二輪車（原動機付自転車を除く）は 1 台を 0.5 台として計算

『安全運転管理者』の選任義務

業務で一定台数以上の自動車を使用する自動車の事業主は、自動車を使用する事業所ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として『安全運転管理者』を選任しなければなりません。

一定台数以下でも、安全運転管理者を選任する事は可能です。

『安全運転管理者』の要件

- ① 20 歳以上
- ② 自動車の運転の管理に関し 2 年以上の実務の経験を有する者等

※欠格事項あり

『安全運転管理者』の業務

- ① 運転者の適性等の把握
- ② 安全運転確保のための運行計画の作成
- ③ 長距離、夜間運転時の交代運転者の配置
- ④ 異常気象時等の安全確保の措置
- ⑤ 点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができない恐れの有無の確認と必要な指示
- ⑥ 運転者の酒気帯びの有無の確認
- ⑦ 酒気帯びの有無の確認結果の記録と保存
- ⑧ 運転日誌の備え付けと記録
- ⑨ 運転者に対する安全運転指導

運転者の酒気帯びの有無の確認方法

社有車、レンタカー、持ち込みのマイカーに関わらず、業務を行う車両はすべて酒気帯びの有無確認の対象です。出勤時と退勤時に、『目視等』と『アルコール検知器』を用いた確認をします。

運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等を対面またはカメラ、モニターで確認し、対面できない場合は、携帯電話、業務無線など直接対話で確認をします。そして、アルコール検知器で測定した結果を確認します。

酒気帯び有無の確認結果の記録（保存期間 1 年）

酒気帯び有無の確認後に記録する内容は 8 点です。

書類様式は決まっています。

- ① 確認者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の業務にかかる自動車の『自動車登録番号』または識別できる番号、記号
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認方法（対面でない場合は、具体的方法）
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 指示事項
- ⑧ その他必要な事項

安全運転管理者の届出義務

安全運転管理者の選任をしたときは、選任した日から 15 日以内に事業所の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に届け出ます。

会社の名称、所在地の変更や安全運転管理者の変更、解任があった場合にも届け出ます。

安全運転管理者法定講習（年度内に 1 回の受講）

安全運転管理者法定講習は、道路交通法に基づいて公安委員会が行う講習です。

安全運転管理者を選任している事業主は、安全運転管理者にこの講習を受講させなければなりません。

安全運転管理者の選任義務の違反

安全運転管理者の選任義務がある事業所で選任していない場合、50 万円以下の罰金が科せられます。

<安全運転管理者に関するよくある質問>

Q 業務に使用せず、通勤のみに使用されている従業員の自動車は台数の算定に含まれますか？

A 業務に使用せず、個人が所有・管理しており、通勤のみに使用している自動車であれば、台数の算定に含みません。

Q 本店が県内 A 市（使用自動車 3 台）、支店が県内 B 市（使用自動車 2 台）にあります。本店と支店の合計台数が 5 台となる場合、安全運転管理者の選任は必要ですか？

A 本店、支店ともに法定台数 5 台未満のため、選任の必要はありません。

Q 道路運送法による運行管理者を選任している場合でも、安全運転管理者の選任は必要ですか？

A 運行管理者が行う業務には、安全運転管理者が行う業務が含まれているため、安全運転管理者の選任義務はありません。